

令和3年12月24日

全日本不動産協会福岡県本部
各会員様

福岡市消防局

緊急点検（立入検査）の実施に係るご協力について（お願い）

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、全国的に立入検査による緊急点検を実施しているところですが、福岡市においても市内対象942棟を対象として緊急的に防火対策の徹底を図るため、1月末までの調査を実施しているところです。

つきましては、下記のとおり緊急点検を実施しますので、趣旨を御理解頂くとともに当局からの立会い等の連絡を受けた際の対応についてご協力をお願い致します。

記

1 点検期間

令和3年12月20日～令和4年1月末まで

2 点検対象建物

福岡市内の特定一階段等防火対象物『特定用途部分※1が地階又は3階以上に存し、屋内階段が1つのもの※2』924棟 ※1 飲食店、物販店、診療所など不特定多数を収容する施設 ※2 屋外階は除く 末尾イメージ図参照

2 緊急点検実施者

各消防署職員

3 点検項目（重点3項目）

- (1) 防火管理の実施状況
- (2) 消防用設備の設置状況
- (3) 避難上必要な施設の維持管理状況

4 ご協力内容

- (1) 管理物件のテナント様へのご連絡

各種点検報告により、一部テナントの現地確認は省略する場合があります。

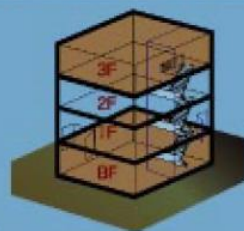
- (2) 緊急点検時の立会い

日程により立会いが出来ない場合は、消防単独による共用部のみの調査をしますので消防が建物内へ入る旨をテナント様へご周知願います。

収容人員が30人以上の建物で
次の要件に該当するもの

1. 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの（避難階は除く）
2. 階段が一つのもの

小規模雑居ビル等



(末尾イメージ図)

問い合わせ先
福岡市消防局予防部査察課
査察係
三島、深堀、佐藤
Tel:092-725-6626
Email : sasatsu.119@city.fukuoka.lg.jp: